

鳥取県二地域居住推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県二地域居住推進交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、地域の担い手確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出等のため県外からの二地域居住を促進する市町村を総合的に支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づく「特定居住促進計画」を作成（予定を含む）した市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本交付金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本交付金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、毎年4月20日までに行わなければならない。ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本交付金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後	補助事業者等 交付決定	補助対象者 補助金交付の決定
----------------------------------	----------------	-------------------

段、第17条、第25条及び第26条	補助事業等	補助金交付事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村が定める
	対象事業	補助金交付事業
	様式第3号による	市町村が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、市町村が行う補助対象事業のうち次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、補助金交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、補助金交付事業ごとに次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 補助金交付事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 補助金交付事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、補助対象者に対して指示をし、又は補助対象者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助金交付事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助金交付事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 市町村は、補助金交付事業に係る本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の補助金を、遅滞なく補助対象者に支払わなくてはならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は人口戦略推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率・上限額
(1) 二地域居住希望者等に対する情報発信 (2) 二地域居住希望者等に対する相談窓口の設置 (3) 二地域居住等のきっかけづくり (4) 二地域居住希望者等に対する情報提供・相談対応等のコーディネーターによる支援 (5) 受入地域における二地域居住希望者等の受入環境の整備 ※二地域居住希望者等が「ふるさと来 LOVE とっとり」に加入することを補助の条件とする。	二地域居住希望者等と市町村が認めた者	補助事業の実施に必要な経費	【補助率】 2分の1 【上限額】 1市町村あたり1,000千円 (ただし、二地域居住希望者等への交通費支援については、1人あたり60千円(1市町村あたり500千円)を上限とする。)

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県二地域居住推進交付金 事業計画（報告）書

市町村名	<p>【担当窓口】 担当部署： 担当者職・氏名： 電話： メールアドレス：</p>
事業目的	
事業内容 (事業成果)	<p>※県が定める補助対象経費の区分ごとに具体的な内容を記載すること。</p>
特定居住促進計画の 作成について	作成済（ 年 月作成） ・ 作成予定（ 年 月予定）
県の他の補助金・ 交付金の活用	<input type="checkbox"/> 活用しません ※活用される場合、第3条3項の規定により本補助金の交付は受けられません。
特記事項	

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県二地域居住推進交付金 収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：千円）

区 分	予算額 （又は決算額）	備考（積算等）
本交付金		
市町村費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出（事業費内訳）

（単位：千円）

区 分	予算額 （又は決算額）	備考（積算等）
合 計		

※二地域居住希望者等への交通費支援を行う場合は、別区分にして積算等を明記すること。

様

職 氏 名
(公 印 省 略)

年度鳥取県二地域居住推進交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県二地域居住推進交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県二地域居住推進交付金交付要綱（令和8年3月31日付第202500317971号鳥取県政策統轄総局長通知）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。